

かわさき上下水道アプリ等推進委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、かわさき上下水道アプリ等推進委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 使用水量及び料金の照会、通知、各種申込等の機能を有するアプリ又はブラウザ（以下「アプリ等」という。）のシステム構築に関すること。
- (2) アプリ等の利用促進に関すること。
- (3) アプリ等に係る例規の整理に関すること。
- (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、サービス推進部長をもって充てる。

3 委員は、経営戦略室の広報戦略担当の担当課長、庶務課の法制・情報公開担当の担当課長、情報管理課長、サービス推進課長及び営業課長をもって充てる。

(委員会)

第4条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 委員長は、必要があると認めるときは関係者を出席させ、説明を求め、又は意見を徴することができる。

(部会)

第5条 第2条各号に規定する事項の審議を円滑に行うため、委員会に部会を置くことができる。

2 部会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(報告)

第6条 委員長は、必要に応じて会議の結果を上下水道事業管理者に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、営業課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。